

令和 3 年度及び令和 4 年度において、安芸高田市小規模修繕契約希望者登録制度に登録しようとする者に必要な資格及び資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。(小規模修繕とは、安芸高田市が発注する修繕契約のうち、施設の修繕の内容が軽易で、かつ履行が容易なものうち、機能を維持することを目的とする、50 万円未満のものをいう。)

安芸高田市長 石丸伸二

1 小規模修繕契約希望者登録に必要な要件

- (1) 小規模修繕の全部を自ら履行できる者であること。
- (2) 法人にあっては、安芸高田市内に商業登記簿上の本店又は建設業法上の主たる営業所を有する者であること。個人事業者にあっては、安芸高田市内に住民登録があり、安芸高田市内に主たる事業所を有していること。(他の者に雇用されている者を除く。)
- (3) 希望する業務の履行に当って、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること。
- (4) 安芸高田市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 公共の契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請可能な登録種別の数

下表の右欄に掲げる登録種別の中から 5 種別まで申請できるものとする。

区分	登録種別
建築関係	①壁・防水 ②屋根・金物 ③ガラス ④鋼製金具 ⑤木製金具 ⑥内装 ⑦畳 ⑧錠鍵 ⑨塗装 ⑩大工 ⑪左官
設備関係	①空調 ②電気 ③通信 ④ガス ⑤給排水・衛生

(2) 申請方法

登録希望者は、申請書及び添付書類を提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(3) 申請書及び添付書類

- ①安芸高田市小規模修繕契約希望者登録申請書
- ②消費税及び地方消費税に係る納税証明書又はその写し

③印鑑証明書又はその写し

④営業に必要な許可、認可などを得たことを証する書面の写し

⑤安芸高田市税について滞納がないこと等の誓約書

なお、納税証明書及び印鑑証明書は、申請の日以前3か月以内に発行されたものとする。

(4) 申請期間

令和2年11月24日(火)から令和2年12月18日(金)までとする。なお、期間経過後は、安芸高田市長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付ない。

郵便又は信書便による申請は、期日を過ぎて提出先に到達した場合は、申請を無効とする。

(5) 提出先

安芸高田市役所建設部管理課(安芸高田市吉田町吉田791番地。以下「管理課」という。)

3 受付票の交付

2に定めるところにより申請した者に対しては、受付票を交付する。

4 登録の通知

登録を認定したときは、これを申請者に通知する。

5 登録の取消し

登録後、登録の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等には、登録の取消しを行なう。

資格の取消を受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び登録することができない。また、令和5年度以降についても、その取消に係る登録の申請の日から24か月を経過する日までは、登録の申請をすることができない。

6 資格の有効期間

この公示で定めるところにより認定する資格は、その認定の日から令和5年3月31日までとする。ただし、令和5年4月1日以降においても令和5年度の資格の認定が行われていないときは、令和5の資格が認定される日まで有効とする。

7 その他の事項

この公示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。